

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する
規則の制定について

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則（案）

川崎市教育文化会館使用規則（昭和42年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項の表中大ホールの項を削り、同条第2項中「大ホール及び」及び「大ホール又は」を削る。

第13条第1項の表中大ホールの項を削り、同条第2項中「大ホール又は」及び「大ホール及び」を削る。

別表の1の表を削り、別表の2の表を別表の1の表とし、別表の3の表中「及び2」を削り、同表を別表の2の表とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

制 定 理 由

大ホールを廃止するため、この規則を制定するものである。

川崎市教育文化会館使用規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正後	改正前				
<p>○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号 (第1条～第3条 略) (使用申請の期間)</p>	<p>○川崎市教育文化会館使用規則 昭和42年3月31日教委規則第3号 (第1条～第3条 略) (使用申請の期間)</p>				
<p>第4条 使用申請の期間は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>	<p>第4条 使用申請の期間は、次のとおりとする。ただし、委員会が特に必要と認める場合は、この限りでない。</p>				
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="170 534 405 580">施設名</th> <th data-bbox="414 534 1064 580">申請期間</th> </tr> </thead> </table>	施設名	申請期間	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1169 534 1404 580">施設名</th> <th data-bbox="1413 534 2063 580">申請期間</th> </tr> </thead> </table>	施設名	申請期間
施設名	申請期間				
施設名	申請期間				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 587 405 715">イベントホール</td> <td data-bbox="414 587 1064 715">使用日前6月から使用日前14日まで申請を行うことができる。</td> </tr> </tbody> </table>	イベントホール	使用日前6月から使用日前14日まで申請を行うことができる。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 587 1404 715">大ホール</td> <td data-bbox="1413 587 2063 715">使用日又は使用開始日（連続して使用する場合は）の属する月前1年から使用日前14日まで申請を行うことができる。</td> </tr> </tbody> </table>	大ホール	使用日又は使用開始日（連続して使用する場合は）の属する月前1年から使用日前14日まで申請を行うことができる。
イベントホール	使用日前6月から使用日前14日まで申請を行うことができる。				
大ホール	使用日又は使用開始日（連続して使用する場合は）の属する月前1年から使用日前14日まで申請を行うことができる。				
<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="170 721 405 1121">その他の会館の施設</td> <td data-bbox="414 721 1064 1121"> 1 使用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。 2 申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた使用可能な施設等については、申請期間経過後においても、使用日前3日まで申請を行うことができる。 </td> </tr> </tbody> </table>	その他の会館の施設	1 使用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。 2 申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた使用可能な施設等については、申請期間経過後においても、使用日前3日まで申請を行うことができる。	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 721 1404 1121">イベントホール</td> <td data-bbox="1413 721 2063 1121">使用日前6月から使用日前14日まで申請を行うことができる。</td> </tr> </tbody> </table>	イベントホール	使用日前6月から使用日前14日まで申請を行うことができる。
その他の会館の施設	1 使用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。 2 申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた使用可能な施設等については、申請期間経過後においても、使用日前3日まで申請を行うことができる。				
イベントホール	使用日前6月から使用日前14日まで申請を行うことができる。				
<p>2 前項に規定する施設のうちイベントホールを除いた施設の規定にかかわらず、イベントホールの使用と併せてイベントホールを除いた施設を使用する場合の当該施設の使用の申請期間は、イベントホールの使用の申請期間によることができる。</p>	<table border="1"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1169 1128 1404 1434">その他の会館の施設</td> <td data-bbox="1413 1128 2063 1434"> 1 使用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。 2 申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた使用可能な施設等については、申請期 </td> </tr> </tbody> </table>	その他の会館の施設	1 使用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。 2 申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた使用可能な施設等については、申請期		
その他の会館の施設	1 使用日の属する月の4月前の月（以下「申込月」という。）の17日から23日までに予約の申込みをし、当該予約の承諾の通知を受けた日から申込月の28日までの間（以下「申請期間」という。）に申請を行わなければならない。 2 申請期間に申請が行われなかったこと等により生じた使用可能な施設等については、申請期				

改正後	改正前																																													
<p>(第5条～第12条 略) (使用料の還付)</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>間経過後においても、使用日前3日まで申請を行うことができる。</p> </div> <p>2 前項に規定する施設のうち<u>大ホール及びイベントホール</u>を除いた施設の規定にかかわらず、<u>大ホール又はイベントホール</u>の使用と併せて<u>大ホール及びイベントホール</u>を除いた施設を使用する場合の当該施設の使用の申請期間は、<u>大ホール又はイベントホール</u>の使用の申請期間によることができる。</p> <p>(第5条～第12条 略) (使用料の還付)</p>																																													
<p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>	<p>第13条 使用者が第11条の規定にしたがいその施設及び設備の使用中止を届けた場合は、次のとおり使用料を還付する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p>																																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">使用中止届出期間</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">イベントホール</td> <td>使用日</td> <td>1箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>2週間まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> <tr> <td>その他の会館の施設</td> <td>使用日</td> <td>3日まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用中止届出期間		還付料	イベントホール	使用日	1箇月まで	全額	前	2週間まで	5割相当額	その他の会館の施設	使用日	3日まで	全額		前			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">施設名</th> <th style="width: 20%;">使用中止届出期間</th> <th style="width: 20%;"></th> <th style="width: 40%;">還付料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大ホール</td> <td>使用日</td> <td>6箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>4箇月まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">イベントホール</td> <td>使用日</td> <td>1箇月まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td>前</td> <td>2週間まで</td> <td>5割相当額</td> </tr> <tr> <td>その他の会館の施設</td> <td>使用日</td> <td>3日まで</td> <td>全額</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	施設名	使用中止届出期間		還付料	大ホール	使用日	6箇月まで	全額	前	4箇月まで	5割相当額	イベントホール	使用日	1箇月まで	全額	前	2週間まで	5割相当額	その他の会館の施設	使用日	3日まで	全額		前		
施設名	使用中止届出期間		還付料																																											
イベントホール	使用日	1箇月まで	全額																																											
	前	2週間まで	5割相当額																																											
その他の会館の施設	使用日	3日まで	全額																																											
	前																																													
施設名	使用中止届出期間		還付料																																											
大ホール	使用日	6箇月まで	全額																																											
	前	4箇月まで	5割相当額																																											
イベントホール	使用日	1箇月まで	全額																																											
	前	2週間まで	5割相当額																																											
その他の会館の施設	使用日	3日まで	全額																																											
	前																																													
<p>2 第4条第2項の規定により、イベントホールの使用の申請期間に併せてイベントホール以外の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定するイベントホール以外の施設の規定にかかわらず、イベントホールの還付の規定にしたがう。</p>	<p>2 第4条第2項の規定により、<u>大ホール又はイベントホール</u>の使用の申請期間に併せて<u>大ホール及びイベントホール</u>以外の施設の使用の申請を行った場合の当該施設に係る還付料の額については、前項に規定する<u>大ホール及びイベントホール</u>以外の施設の規定にかかわらず、<u>大ホール又はイベントホール</u>の還付の規定にしたがう。</p>																																													
<p>3 条例第9条第4号及び第5号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は、使用料の全額を還付する。</p>	<p>3 条例第9条第4号及び第5号に該当し、委員会がその使用を取り消した場合は、使用料の全額を還付する。</p>																																													
<p>4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由がある場合は、別にこれを決定する。</p>	<p>4 委員会は、前各項の規定によるほか、使用料の還付について特に理由が</p>																																													

改正後					改正前					
(第14条～附則 略)					ある場合は、別にこれを決定する。					
別表(第8条関係)					別表(第8条関係)					
教育文化会館設備使用料一覧					教育文化会館設備使用料一覧					
1 大会議室					1 大ホール					
品名	金額	回数	単位	備考	種別	品名	金額	回数	単位	備考
拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダー、レコードプレーヤー、マイクロホン		拡声装置	円 1,650	1	1式	
照明設備	1,100	1	1式			補助ミキサー	550	1	1台	
映写機	880	1	1式	16ミリ		ダイナミックマイクロホン	220	1	1本	
ピアノ	3,300	1	台	セミコンサート(調律別)		コンデンサーマイクロホン	660	1	1本	
レクチャーテーブル	550	1	式	会議室にも適用		超指向性マイクロホン	880	1	1本	
2 1以外の施設					音響	ワイヤレスマイクロホン	1,210	1	1本	
品名	金額	回数	単位		設備	レコードプレーヤー	1,100	1	1台	2連演奏卓
拡声装置(テープレコーダー付き)	1,100円	1	1台			テープレコーダー	1,100	1	1台	デスク型
ビデオプロジェクター	1,100円	1	1台			ディスク・プレーヤー	550	1	1台	レコードプレーヤー以外のレコード、CDの再生専用
備考						録音再生機器	550	1	1台	テープレコーダー以外の録音再生用
1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。						音響効果装置	550	1	1台	マイクロホン用2点吊装置
2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間(30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。)につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。										

改正後	改正前				
		550	1	1台	マイクロホン用3点吊装置
		550	1	1台	エコー・ディレイ・リバーブ等の残響装置
		550	1	1台	可搬型スピーカ一類
		550	1	1台	その他の装置
	ボーダーライト	550	1	1列	
	アッパーホリゾン トライト	1,100	1	1列	
	ロアーホリゾン トライト	660	1	1列	
	サスペンション ライト	2,200	1	1列	
	フットライト	440	1	1列	
	照明 設備				
	第1シーリング スポット ライト	880	1	1列	0.5キロワット以下
	第2シーリング スポット ライト	2,200	1	1列	0.5キロワットを超え1.0キロワットまで
	第3シーリング スポット ライト	2,750	1	1列	1.0キロワットを超えるもの
	フロントサイド スポット ライト	1,540	1	1式	上手、下手室付
	スポットライト	110	1	1台	0.5キロワット

改正後	改正前			
				以下
	220	1	1台	0.5キロワット を超え1.0キロ ワットまで
	330	1	1台	1.0キロワット を超えるもの
	1,100	1	1台	
	55	1	1基	0.9メートル
	110	1	1基	1.8メートル
	440	1	1台	ミラーボール
	440	1	1台	稲妻
	440	1	1台	焔
	440	1	1台	虹オーロラマ シン
	440	1	1台	ビーマックス
	440	1	1台	エフェクトマ シン
	440	1	1台	その他の装置
	110	1	1枚	
	110	1	1個	
	110	1	1個	
	330	1	1台	
	330	1	1台	
舞台 設備	3,300	1	1式	
	110	1	1台	

改正後	改正前			
	指揮者用譜面台	110	1	1台
	譜面台	110	1	1台 スタンド式譜 面灯付
	椅子	22	1	1脚
	コントラバス用椅子	55	1	1脚
	長机	110	1	1脚
	書記机	220	1	1脚
	所作台	4,400	1	1式
	平台	110	1	1台
	足	11	1	1個
	松羽目	1,100	1	1式
	金屏風	1,100	1	1双
	銀屏風	1,100	1	1双
	鳥の子屏風	1,100	1	1双
	紅白幕	440	1	1枚
	浅黄幕	440	1	1枚
	地がすり	550	1	1枚
	もうせん	330	1	1枚
	長座布団	110	1	1枚
	高座用座布団	110	1	1枚
	座布団	22	1	1枚
	大太鼓	220	1	1式
	上敷	110	1	1枚
	浴室	1,100	1	1室
	ピアノ	2,200	1	1台 アップライト (調律別)

改正後		改正前				
						セミコンサー ト (調律別)
		3,300	1	1台		フルコンサー ト (調律別)
		5,500	1	1台		フルコンサー ト スタンウェイ (調律別)
		8,800	1	1台		
	オーケストラピット	3,300	1	1式		
その他	持込器具	110	1	1キ ロワ ット		
2 大会議室						
	品名	金額	回数	単位	備考	
	拡声装置	円 1,650	1	1式	テープレコーダ ー、レコードプ レーヤー、マイ クロホン	
	照明設備	1,100	1	1式		
	映写機	880	1	1式	16ミリ	
	ピアノ	3,300	1	台	セミコンサート (調律別)	
	レクチャーテーブル	550	1	式	会議室にも適用	
3 1及び2以外の設備						

改正後	改正前			
	品名	金額	回数	単位
	拡声装置（テープレコーダー付き）	1,100円	1	1台
	ビデオプロジェクター	1,100円	1	1台
	<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 本表においては午前、午後及び夜間をそれぞれ1回として扱う。 2 使用許可の時間を超えて使用する場合は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定使用料の2割相当額を増徴する。この場合において、1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 			